

福井県報

第 386 号
令和 8 年
2 月 3 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 生活保護法等の規定による指定介護機関の変更(43・地域福祉課)……………1
- 社会福祉士及び介護福祉士法附則第24条に基づく登録の告示(44・長寿福祉課)……………2
- 調理師法施行令の規定による指定試験機関の指定事項の変更について(45・医薬食品・衛生課)……………2
- 救急業務に係る医療機関の認定(46・丹南保健所)……………3
- 救急業務に係る医療機関の認定(47・若狭保健所)……………3
- 農業用道路の計画決定および縦覧(48・農村振興課)……………3
- 農業用排水施設の計画決定および縦覧(49～56・同)……………3
- 農業用排水施設の計画変更の縦覧(57～59・同)……………6
- 暗渠排水の計画決定および縦覧(60～63・同)……………7
- 暗渠排水の計画変更の縦覧(64・同)……………8
- 客土の計画変更の縦覧(65・同)……………8
- 保安林の指定の予定(66・森づくり課)……………9
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(67～69・砂防防災課)……………9

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(保健予防課)……………10
- 土地改良区役員の退任(福井農林総合事務所)……………10
- 公共測量の終了(2件・土木管理課)……………10
- 建設業法の規定に基づく建設業者への建設業の許可の取消し(同)……………11
- 都市計画の変更の図書の写しの縦覧(都市計画課)……………11

告 示

福井県告示第43号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

指定介護機関 番号	サービスの種類	変更事項	旧	新	名称	変更年月日
1840340861	(介護予防) 居宅療養管 理指導	管理者	藤井 雅之	山本 周平	なのはな薬局	令和8年1月5日

福井県告示第44号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第15条に規定する登録研修機関に登録したので、同法附則第24条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 事業所の名称
介護老人保健施設 坂井ケアセンター
- 2 事業所の所在地
坂井市坂井町折戸1-58
- 3 事業者の名称
社会福祉法人坂井来春会
- 4 登録年月日
令和8年2月1日
- 5 喀痰吸引等研修の課程
第一号研修
第二号研修
- 6 登録研修機関登録番号
1813139

福井県告示第45号

調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第2条の2第2項の規定により、指定試験機関からその主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定試験機関の名称
公益社団法人調理技術技能センター
- 2 変更後の主たる事務所の所在地（試験事務を取り扱う事務所の所在地）
東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル
- 3 変更年月日
令和8年1月26日

福井県告示第46号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 医療法人 相木病院
- 3 所在地 福井県越前市中央2丁目9-40
- 4 認定の有効期間
自 令和8年2月1日
至 令和11年1月31日

福井県告示第47号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 杉田玄白記念公立小浜病院
- 3 所在地 小浜市大手町2番2号
- 4 認定の有効期間
自 令和8年2月1日
至 令和11年1月31日

福井県告示第48号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（小山南部地区 農業用道路（経営体育成基盤整備（土地総））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算

して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
大野市役所地域経済部農業林業振興課
大野市役所地域経済部農業林業振興課ホームページ

福井県告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（安養寺（狐谷溜）地区 農業用排水施設（ため池等整備（防災重点緊急整備型））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
越前市環境農林部農林整備課
越前市環境農林部農林整備課ホームページ

福井県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（次郎丸地区 農業用排水施設（経営体育成基盤整備（土地総））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
あわら市経済産業部農林水産課
あわら市経済産業部農林水産課ホームページ

福井県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（小山南部地区 農業用排水施設（経営体育成基盤整備（土地総））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第

2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
大野市役所地域経済部農業林業振興課
大野市役所地域経済部農業林業振興課ホームページ

福井県告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（大堤谷地区 農業用排水施設（ため池等整備（防災重点緊急整備型））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
永平寺町農林課
永平寺町公式ホームページ

福井県告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（東荒井地区 農業用排水施設（経営体育成基盤整備（土地総））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
坂井市産業政策部農業振興課
坂井市産業政策部農業振興課ホームページ

福井県告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（布施田排水地区 農業用排水施設（農村災害対策整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
福井市農林水産部農村整備課
福井市農林水産部農村整備課ホームページ

福井県告示第55号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（兵庫川地区 農業用排水施設（農村災害対策整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
坂井市産業政策部農業振興課
坂井市産業政策部農業振興課ホームページ

福井県告示第56号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（木部新保地区 農業用排水施設（経営体育成基盤整備（土地総））事業）につ

き土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年2月3日から令和8年3月5日まで

3 縦覧に供する場所

坂井市産業政策部農業振興課

坂井市産業政策部農業振興課ホームページ

福井県告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（坂井西部地区 農業用排水施設（経営体育成基盤整備（土地総））事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

1 縦覧に供する書類

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年2月3日から令和8年3月5日まで

3 縦覧に供する場所

坂井市産業政策部農業振興課

坂井市産業政策部農業振興課ホームページ

福井県告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（上庄大井地区 農業用排水施設（経営体育成基盤整備（土地総））事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

1 縦覧に供する書類

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年2月3日から令和8年3月5日まで

3 縦覧に供する場所

大野市役所地域経済部農業林業振興課

大野市役所地域経済部農業林業振興課ホームページ

福井県告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（文殊南部地区 農業用排水施設（農村災害対策整備）事業）計画を変更したの

で、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 縦覧に供する書類
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 縦覧に供する場所
福井市農林水産部農村整備課
福井市農林水産部農村整備課ホームページ

福井県告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（次郎丸地区 暗渠排水（経営体育成基盤整備（土地総））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 縦覧に供する場所
あわら市経済産業部農林水産課
あわら市経済産業部農林水産課ホームページ

福井県告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（小山南部地区 暗渠排水（経営体育成基盤整備（土地総））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 縦覧に供する場所
大野市役所地域経済部農業林業振興課
大野市役所地域経済部農業林業振興課ホームページ

福井県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（東荒井地区 暗渠排水（経営体育成基盤整備（土地総））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供

する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
坂井市産業政策部農業振興課
坂井市産業政策部農業振興課ホームページ

福井県告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（木部新保地区 暗渠排水（経営体育成基盤整備（土地総））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
坂井市産業政策部農業振興課
坂井市産業政策部農業振興課ホームページ

福井県告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（坂井西部地区 暗渠排水（経営体育成基盤整備（土地総））事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 縦覧に供する書類
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
坂井市産業政策部農業振興課
坂井市産業政策部農業振興課ホームページ

福井県告示第65号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（坂井西部地区 客土（経営体育成基盤整備（土地総））事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

1 縦覧に供する書類

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年2月3日から令和8年3月5日まで

3 縦覧に供する場所

坂井市産業政策部農業振興課

坂井市産業政策部農業振興課ホームページ

福井県告示第66号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

1 保安林予定森林の所在場所

福井市坪谷町65字里豆11から21まで、66字横尾峯15から22まで、27、29、31

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第67号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成14年福井県告示第300号）の一部を次のように変更する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

稲荷地区急傾斜地崩壊危険区域の表を次のように改める

稲荷地区急傾斜地崩壊危険区域

市 町	字	地 番	
南越前町	今庄		
		111字城ヶ端	4-3の一部、12-1の一部、12-4の一部、12-7の一部
		114字追分	9-1の一部
		131字大清水	8-1の一部、8-2の一部、9の一部、10

福井県告示第68号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

浜別所地区急傾斜地崩壊危険区域

市 町	字	地 番	
福井市	浜別所町		
		1字南ナン場	8の一部、9-1の一部、9-2の一部、10の一部、11
		2字北ナン場	17-2、17-3の一部、19-2の一部、19-3の一部
		3字堂ノ前	16-2の一部、16-6の一部、17-2の一部、17-4の一部、17-6、17-7の一部、17-8の一部、19-2の一部、20-1、20-2の一部、21-2の一部、27の一部
		6字山ノ奥	19の一部
34字朝倉山	1-2の一部、2の一部、3の一部、4の一部、5の一部、6-1、6-2の一部		

福井県告示第69号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

清水山（上）第2地区急傾斜地崩壊危険区域

市 町	字	地 番
福井市	清水山町	
	45字向山	3の一部、4の一部、5の一部、7の一部、8の一部、9の一部、10の一部、11-1の一部、11-2の一部、12の一部、15の一部、16の一部、17の一部、18の一部、22の一部、24-1の一部、24-2の一部、27の一部、33の一部、34の一部
	58字西裏	2-1の一部
	92字西浦山	7の一部、8の一部、9の一部、10-1、10-2、11-1の一部、11-2、12の一部、13の一部、14、15-1、15-2、16の一部、17の一部、18の一部、19、20、21、22の一部、23、24の一部、25-1の一部、25-2の一部

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る業務の名称および数量
県民健康センター健診システム導入業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県健康福祉部健康医療局保健予防課
福井県福井市大手3丁目17番地1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年1月8日
- 4 落札者の氏名および所在地等

落札者の名称および住所または所在地
株式会社システム研究所
福井県福井市御幸2丁目17-25

- 5 落札金額（契約金額）
145,035,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和7年11月18日

九頭竜川左岸用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年1月14日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所
理 事 道佛 浩二 福井市布施田町19-38

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和8年1月7日に永平寺町より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称
永平寺町
- 2 作業の種類
公共測量（共用地図データ作成）
- 3 作業の期間
令和8年1月20日から令和8年3月19日まで
- 4 作業の地域
永平寺町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和8年1月9日に近畿地方整備局近畿技術事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称
近畿地方整備局近畿技術事務所
- 2 作業の種類
公共測量（車載写真レーザ測量）
- 3 作業の期間
令和7年11月20日から令和8年3月23日まで
- 4 作業の地域
福井県内の直轄道路 国道27号
35.1km (0.0kp~22.5kp、35.9kp~45.5kp、56.0kp~59.0kp)

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

処分をした年月日	処分を受けた者の商号または名称、主たる営業所の所在地および代表者の氏名	処分を受けた者の許可番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和8年2月3日	株式会社PRESI 福井県福井市二の宮1丁目1番1号 代表取締役 坂井 健太	福井県知事許可 (般-5) 第11720号	建設業許可の取消し	株式会社PRESIの代表取締役は、覚醒剤取締法違反および麻薬及び向精神薬取締法違反により、令和5年12月21日に福井地方裁判所から懲役2年（執行猶予3年）の判決を受け、令和6年1月5日にその刑が確定していたことが判明した。 このことは建設業法第29条第1項第2号に該当する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、大野市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年2月3日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

大野都市計画下水道

(2) 名称

大野市公共下水道

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課